

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

(H30当初)

都道府県名	奈良県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
30	桜井市	新屋敷	<p>地区及び経営体の成果目標のうち「経営面積の拡大」については達成している。令和4年度には生産規模を拡大し、水稻および小麦の作付けを拡大したが、「付加価値額の拡大」は目標を大きく下回る結果となった。ただし、小麦にかかる収入増加分については令和5年度に計上されるため、令和5年度実績はさらに改善する見込みである。</p> <p>県は事業実施主体や農地中間管理機構と連携し、中部農林振興事務所が主体となり経営面積の確保や米麦の栽培技術指導及び税理士等の派遣により経営計画の見直しによる経営の効率化を実施しており、引き続き目標達成に向けた支援を行う。</p>
30	田原本町	西代	<p>地区及び経営体の成果目標のうち「経営面積の拡大」については達成している。</p> <p>「付加価値額の拡大」は未達であり、目標を大きく下回っている。この原因は、資材・燃料費の高騰であると事業実施主体は分析しており、この影響を除くと付加価値額は事業実施後で最高額となった。</p> <p>県は、事業実施主体と連携し、中部農林振興事務所が主体となり、経営指導に関する情報提供等による目標達成に向けた支援を行ってきたが、引き続き、経営改善に向けた技術指導と売上増のための販路拡大の情報提供等を行っていく。</p>

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、成果目標が達成されている地区の場合は「―」を記入する。
なお、目標年度において成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。